

平成 2 8 年 5 月 2 0 日

平成 2 8 年 第 1 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 5 月 2 0 日 (金)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 0 時 4 5 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	竹 内	き み 代	2 番	藤 井	清 隆
3 番	村 山	一 彦	4 番	吉 田	哲 也
5 番	井 上	武 津 男	6 番	岡 田	泰 正
7 番	岡 本	正 意	8 番	小 西	啓
9 番	岡 田	勇	1 0 番	畑	武 志

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	中嶋浩喜
総務課地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	古田良明
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	岡田博之
国保診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	山本千代美

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	5番 井上武津男
	6番 岡田泰正

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
和東町税条例等一部を改正する条例案
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修
工事請負契約の変更について

午前9時30分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成28年和東町議会第1回臨時会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成28年第1回和東町議会臨時議会を開催させていただきましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、平素は、和東町の行政に何かとご尽力、ご協力を賜っていることをこの場をかりまして厚く御礼申し上げます。

最初に、熊本地震で多くの方が亡くなりました。そして、まだなお、たくさんの方が避難されている状況であります。改めまして、亡くなられた方に哀悼の意を表させていただくとともに、避難されている方には一日も早く帰っていただく。そして、復興を皆さんとともに願いたいと、このように思っております。

この機会に、皆さん方にもご報告させていただきたいことが一つございます。

これは過日の新聞でも皆さんたちは見ていただいたかと思いますが、住民にとっては悲願とも言うべき宇治木屋線の犬打峠のトンネル化に向けての願いであります。これは議会ともども、こうして京都府にお願いをしていたわけなんです、過日でしたか、京都府の南土木事務所長が和東町へ来られまして、そして、この実現に向けての事業計画化に向けて、いわゆる事業費の調査を計上したと、こういう連絡報告をいただきました。これはまだ調査費の計上と第一歩であるわけなんです、私どもにすれば大きな第一歩であるのかなと、このように思っているところであります。

今後、重要なことは、京都府でも一番長い、そして非常に多くの金額を要するトン

ネル工事でありますので、これは費用対効果と、いわゆる経済効果がどれだけ出てくるか、こういったことが非常に重要なこれからの課題になるんじゃないかなと、このように思っているところであります。そういう意味で、今後そういったものにつきましても努力をしていく必要があるかと思っておりますので、皆さん方に一層のご指導とご協力を賜りますことを切にお願い申し上げたいと思っております。

それと、先ほど、私、熊本地震のお話をさせていただいたんですけども、和東町として、今、ちょっとつけ加えさせていただきますが、とらせていただいておりますのは、募金活動をさせていただいておると、それと救援物資を和東町としても送らせていただきましたことを少しつけ加えさせていただきたいと、このように思います。

本日のこの議会の議事事項でございますが、承認事項が3件と、それ議決案件が1件でございます。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれも原案どおりご承認いただきますことをお願いいたしまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にどうもご苦労さまでございます。

ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、本会場の皆様方をお願いいたします。

去る4月14日、熊本地震により被災された方々の皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福と早期の復旧を謹んでお祈り申し上げ、議会といたしましても、熊本地震により犠牲となられました全ての方々に対し哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思っております。

それでは、全員ご起立願います。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（畑 武志君）

黙祷を終わります。

ご着席ください。

ありがとうございました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、井上武津男議員、6番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成27年度第11回、第12回の出納検査が行われましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決））を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第1号の提案理由を申し上げます。

平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に係る交付額の確定に伴い、予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、承認第1号のご説明を申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年5月20日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページです。

専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）
2. 専決理由 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に係る交付額確

定に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方
自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）

平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,271万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月30日提出

和東町長 堀 忠雄

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

まず、1. 歳入でございます。

10款地方交付税、15億7,815万5,000円、439万3,000円、15
億8,254万8,000円。

14款国庫支出金、4億9,634万8,000円、93万7,000円、4億9,7
28万5,000円。

歳入合計、35億6,738万4,000円、533万円、35億7,271万4,0
00円。

次のページ、歳出でございます。

2款総務費、8億3,056万8,000円、554万4,000円、8億3,611
万2,000円。

3款民生費、7億4,984万1,000円、△18万5,000円、7億4,965

万6,000円。

5款農林業費、1億7,524万2,000円、△2万6,000円、1億7,521万6,000円。

6款商工費、9,115万7,000円、△3,000円、9,115万4,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.1の予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

総括は省略させていただきます。

5ページ、6ページでございます。

歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で439万3,000円の補正でございます。

これにつきましては、普通交付税分でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で△25万3,000円でございます。

1節総務管理費補助金の減額でございます。いずれも地域活性化地域住民生活等緊急支援事業の交付金でございます。農業体験分で11万2,000円、地域特産物開発の雇用拡大分で△12万3,000円、体験交流センターと援農支援について△24万2,000円となっております。

同款、同項、2目民生費国庫補助金で35万円の補正でございます。

1節社会福祉補助金で△18万5,000円。これも同じ交付金で、高齢者の見守り事業分の減額でございます。

2節児童福祉費補助金で53万5,000円の増額でございます。これにつきましては、保育料の減免分の増額でございます。

同款、同項、3目衛生費国庫補助金で15万円の減額でございます。

これにつきましては、1節保健衛生費補助金でございます。同交付金事業の地域

医療充実分の減額でございます。

同款、同項、7目農林業費国庫補助金で99万4,000円の増額補正でございます。

同じ交付金事業で、湯船森林公園事業分で102万1,000円の増、森林資源利用促進分で2万7,000円の減となっております。

同款、同項、8目商工費国庫補助金で4,000円の減額でございます。

これにつきましては、観光パンフレット作成分ということとなっております。

次のページが歳出でございます。

この中の補正額ゼロにつきましては財源の変更となっておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、4目活性化対策費で△12万2,000円。

これは備品購入費ということで、公用車の購入でございます。

それと、同款、同項、13目諸費でございます。566万6,000円の増額でございます。

23節償還金利子及び割引料でございます。国庫補助金の返還金の補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費で△18万5,000円でございます。

これは7節賃金ということで、これも交付金事業分でございます。

5款農林業費、2項林業費、1目林業総務費で△2万6,000円でございます。

これにつきましても、18節備品購入で、交付金事業の公用車の購入事業分でございます。

次のページでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費で△3,000円でございます。

これにつきましては、11節需用費ということで、印刷製本費となっております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

専決ということもありますし、今度の提案されております内容とは関連が薄い面もあるんですけども、27年度事業との関連で1点だけ確認しておきたいと思ひます。

これは3月議会のときにもお願ひしたというか質問していたんですけども、いわゆる白栖公民館の近くの町有地にいわゆる残土ですね、残っていた残土を積み置きされてきたというのがありました。それが大変高く残っていたのがわかっていたので、大変見通しも悪いし、大変危ないということで、それは撤去して、ほかに移すべきだということでお願ひして、でも、それはそれでそうしていきたいという話を伺っていたんですけども、その後、若干幾らか削られて持っていかれた形跡はありますけども、基本的に状態としては変わっておりません。

いわゆる門前橋の工事の関連でそちらに使っていきたいということで方向性はいただいていたんですけども、あれから2カ月たっておりますけども、その辺はどういう見通しなのか、ちょっと報告いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本議員の件に関してお答えさせていただきます。

門前橋の工事につきましては、現在工事中でございます。擁壁をつくり終わった後に盛り土をしまして、今の新しいほうの橋のほうの高さまで上げるということで、土の持ち出しにつきましてはこれからということになりますので、若干、6月の中旬以降まで工事は基礎の工事が入っておりますので、その後の工事ということで、もうし

ばらく現地に置かせていただくということでご理解願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

3月の議会のときの当時の課長の答弁ではですね、できるだけ早くしたいという答弁だったと思うんですね。今のお話では、これからだと。6月以降で、まだこれからかかるんだと。それで、まだもうしばらく置きたいという話ですけども、3月議会の答弁は一体何だったのかなんですね。大変危険だということで、そういう声もありますし、早期に移していただきたいというお話をしたと思うんですね。町としては、早期というのは2カ月以上たっても、それは早期なのかと。例えば、何かあってね、事故でもあったら動かすのか。何もないので、とりあえず大丈夫だろうということで、危険は承知けども、門前橋の工事の関係もあるので、それに合わせてやっていますということなんではないでしょうか。その辺、危険という認識があるのに、工事の状況に合わせてそのまま置いているというのは大変無責任だと思うんですね。危険は除去するというのがさきだったと思うんですよね。だったら、それをさきにどこかに移してね、でも、それはちゃんとしておくというのがやはり危険を除去するということじゃないんですか。

その辺、3月議会のときの答弁から考えても大変認識が甘いし、当時の話は一体どういうふうにとめていただいているのかということだと思うんですよ。なので、危険を除去するという点では2カ月もほったらかしになっているわけですから、それはそれでちゃんと門前橋の工事とかかわりなく早期に撤去していただきたい。

その辺、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

確かに、言われるとおり、カーブの内側になる部分もございます。工事につきましては、盛り土をするということでは、まず基礎をつくらないと運べないということもございます。岡本議員言われるように、ほかの場所に動かせばということもございませぬけれども、そうなりますと、また別の費用、予算等も計上しなければならないということと、工事の発注から完成までの期間を工期内に行うということで、現場につきましては、パイロン等を置きまして安全確認はある程度はこちらのほうでも対応させていただいたと考えております。時間的な問題が今回の議論になると思いますけれども、危険を無視しているわけではございませんので、その辺のご理解だけをお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

安全を確認されているというけどもね、特別何も変わってないんですよ、現地のほうは。ずっとコーンだけ置いてあってね、それは別に前からの話です。それは3月の時点でも赤いコーンはずっと置いてありましたし、それ以上の対応はしていただけないと思うんですね、その後も。ということは、何か事故でも起こらん限りは安全だということですか。何かあっては困るから早く撤去してほしいと言ったわけでしょう。それは門前橋の早期にやるっていうのは、じゃあ、門前橋の工事が終わるまでということですか。そんな話されてないですね、当時の課長は。危険だから、それはちゃんと早く撤去するっていうことはね、工事にかかわらず早く危険を除去するっていうことじゃないんですか。

その費用がかかるっていうけどもね、人の命がもしそれで失われたらどうするんですか、もし何かけがとか。じゃあ、何かあったらどうするんですか。だから言ってい

るんでしょう。死角にもなるし、実際にヒヤッとするような事態もよくあったって聞いてはると思うんですよ。これからまた雨も多くなるし、ますます見通しが悪くなりますよね。あそこに雨が降ったら、それだけまた水も落ちてきてね、道路状況も悪くなりますよね。そういうことも見越してそんなことを言っておられるんですか。撤去する費用っていうのは必要経費でしょう。和東町としては、その必要経費をけちって、危ない状況をしばらく我慢してくださいということですか。

この前、副町長もそれは認められて、ほかのところ探しますと言われたわけでしょう。じゃ、その後、ちゃんと探されたんですか。その辺ちゃんとね、人の命、安全が大事だと言うんだったら、ふさわしい対応をしていただきたいということなんですよ。

工事が終わるまで待ってくださいというようなことでは、3月議会の答弁は一体何だったのかとなりますよ、危険な状況は何も変わってないんだから。たまたま何もなかったから安全だと言われているのかもしれないけどね、何かあったらすぐ動かすでしょう。和東町としては、人の安全を脅かされないとわからないということなんですか。それを予測できるから早く撤去してくださいと言っているんですよ。責任ある対応をしてくださいよ。

○議長（畑 武志君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

確かに、岡本議員が言われましたように、安全確保というのは大事ですので、早急に現場のほうに対処するように指示いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

今の議論ですけども、危険とは、どこまでが危険なのか。例えば、盛り土が15メ

ートル、20メートル、盛り土してあるとか、それやったら崩れるから危ないとか、その辺のことはよく調査した段階で危険と思われたんですか。私から言うたら、ご存じのとおり、3年前にも災害が起こって、あそこに置かせてもろたんですよ。そのときもかなり積み上げました。今と同じような状況やったんですけどね、通る人が確かに不便ですけども、通る人がそこが危険というて通ってはるのか、気をつけて通ってはるのか、それはわからない。だけど、これくらい議会のほうで議論するだけの危険性があるんだったら、もっともっと危険なところは私はあると思うんですよ。ただ、指摘することはいいですわ。それはもちろん行政が判断されたら直したらいいと思いますけども、それ以外に和東にもっとたくさんの本当に人命にかかわる危険なものがあるんですよ。そういうことをもっと真剣に議論なり行政側もしっかりしてほしいと思います。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

危険度ということも確かにあると思います。ただ、残土処理の関係で、どこに置いたらベストなのかという基本的な考え方もございますので、そこは民間の施設とか、私、前回答弁させていただきましたが、より安全な場所に一時置き、仮置きをさせていただくということで今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決））は、原案のとおり承認すること賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度和東町一般会計補正予算（第6号専決））は、原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

提案理由書。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成28年度の税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするほか、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から、地方税制の改正として、地方税法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、関連する和東町税条例等の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案をさせていただきました。

慎重な審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第2号のご説明を申し上げます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月20日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 和東町税条例等の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、和東町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

議長の許可をいただいておりますので、新旧対照表の次のページになります、和東町税条例等の一部を改正する条例概要によりまして説明をさせていただきたいと思います。

今回の改正の主なものは、附則第10条の2において、項の追加をするものであります。

平成28年度の税制改正におきまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電整備に係る課税標準の特例措置について、我がまち特例を導入した上、適用期限を2年延長するものです。

また、その特例率については市町村の条例で定めるとされておりますので、規定す

るものです。

具体的には、その概要にありますとおり、再生可能エネルギー発電設備として、太陽光発電設備と風力発電設備については特例率3分の2、水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備について特例率2分の1でございます。

この3分の2、あるいは2分の1は、改正法の附則におきまして3分の2を参酌する、あるいは2分の1を参酌するとありますので、それに合わせた規定としております。

また、そのほかの改正規定につきましては、法の改正により生じた文言の改正や条項のずれ、また様式番号のずれの調整等でございます。

以上でございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例等

の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

先ほど承認第2号で説明しました観点から、地方税法の一部等が改正されました。そのことによって、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が公布されました。そうしたことから、今回関連する和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

細井税住民課長。

○税住民課長(細井隆則君)

続きまして、承認第3号のご説明を申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年5月20日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成28年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

本件につきましても議長の許可をいただいておりますので、新旧対照表の次のページになります和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例概要によりまして説明をさせていただきますと思います。

平成28年度の税制改正におきまして地方税法施行令の改正が行われ、その中で国税課税限度額と均等割、5割、2割軽減の判定基準の引き上げが盛り込まれています。これに合わせて和東町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、課税限度額につきましては、基礎分が54万円、後期高齢者支援金分が19万円で、それぞれ2万円の引き上げとなります。この結果、医療分は73万円、介護納付金を含む全体は89万円となります。

一方、均等割の軽減は、所得判定のうち被保険者数に掛ける額を5割軽減は5,000円増の26万5,000円に、2割軽減は1万円増の48万円とするものです。これにつきましては負担がふえる世帯の方もいらっしゃいますので、ご承認いただきましたら、ホームページに掲載など周知をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第33号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第33号の提案理由を申し上げます。

平成27年10月22日に工事請負契約を締結した和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、議案第33号の提案理由をご説明申し上げます。

和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更について

和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中、1億7,928万円を1億9,024万2,000円に改める。

平成28年5月20日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、概要でございます。

4番の契約金額の欄でございまして、1億7,928万円を1億9,024万2,000円に変更ということでございます。

また、右側に変更の内訳書、その次のページにA3で図面を添付させていただいておりますので、これをもちまして概要説明をさせていただきます。

まず、外構関係ですが、石積擁壁が92平米、これは当初、車の駐車場として、また山の家利用者をマイクロバスで送迎した際に乗降していただくというような形でございます。来訪者の車をとめていただけるスペース、またマイクロバスは現在バックで入ったりしておりますので、危険を伴いますので、この上の所で転回できるというようなスペースを確保したいということでございます。

次に、内訳書でいうところの樹脂製建仁寺垣 27メートルと板石敷 21.6メートルでございます。これは昨年、この山城地域が日本茶 800年の歴史散歩として日本遺産に登録されまして、ここ和束町は茶畑等の生業修景が遺産として認められております。山の家もそのおもむきをあらわすために取り入れるものです。

そして、図面上側になりますが、通路コンクリート 50メートルでございます。これは外構図の右側中央に丸で G と書かれた四角い施設、若干わかりにくいんですが、四角い施設、これはプロパン庫でございます。

また、その二つ下に丸に H と書かれたものがございます。これがボイラー用の燃料の倉庫になっておりまして、その燃料等を運搬する際に重量車両がこの北側、一番上の通路コンクリート、舗装工事と書いておりますが、ここを通行するというので、土地の関係が重量かかりますので、そこをコンクリート舗装するというので計画するものでございます。

そして、設備工事関係ですが、この平面図で見ますと、左側玄関から入っていただきまして左手のほうです。大ホール、小ホールと書かれております。当初、大ホールということで、1枚部屋と、1部屋分として考えておりましたが、やはり山の家稼働率を上げるため、大小規模の2部屋に分けまして2団体が利活用できるというような形でパーティションを入れるということになっております。

そして、電気設備工事関係でございます。W i F i、L A Nケーブル等の工事ということでございますが、昨今のホテルにつきましては、インターネットの普及によりましてお客様がパソコンを持ち込まれる方等ございます。また、インバウンドということで、海外からも来られるということでございますので、そういった利用のお客様にサービスを提供するというのでこの分を整備するというものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明申し上げまして、慎重審議をよろしく願います。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、質問させていただきます。

立案、計画、見積もり、どのような事業であっても行われることです。今回の山の家改修は、前回の議会で工期の延長、今回は予算の増額、事業計画当初にきっちりとした計画、見積もりができていたのか疑問に思われます。疑問に思われても当然だと思います。

この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

当初、議員のおっしゃるとおりでございまして、当然、発注するからには、そういった施設物につきましても設計を十分しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

この増額というのは業者の要望であるのか、町から、どうしてもしなければならないと思ってこれをつけ加えたものなのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

当然、工事関係者から要望があって改修するわけではございません。施工する途中

の中でも、やはり利便性を考えた上です、変更することについては発注者の権限でございますので、そのあたりを検討しながら、必要な部分を変更するということがございますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、なぜ今ごろになってこういう増額しなければならないか、工期を延長したときに一緒にこういう事業計画をやり直しするということは十分できたと私は考えますけれども、この点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、外構工事ということで最終仕上げの部分になっております。今、山の家の施設につきましては、フラットということで、地面的には全て地のほうが靴をはいて入るといような状態になっておりますが、当初の部分では入り口のほうがですね、玄関のほうが階段状になっておりました。また、足の悪い方につきましてはスロープということで場所をつくっていったんですが、やはりどこからでも入っていただける。また、お酒を飲んでいただいたときの転倒等考慮いたしますと、やはりそういったところは事前に回避しておくことがよかろうということでございまして、今回、外構工事の中で外の駐車場の部分ですね、出たところの部分を若干高さを上げまして、歩行の安全を図ると。

また、マイクロバスも当初横づけということで考えておりましたけれども、階段がございましたので、それもマイクロバスが入っていくところも、地面高を調整して、高さをフラットにしていって、利用者の方の安心度を上げたいということでございます

ので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

5番、井上武津男議員。

○5番（井上武津男君）

工事につきましては私は反対はしませんけども、やはりこういうことをやるとなった場合、計画、見積もり、立案等は当初にきちっと行っていただいて、そして工期も後からこのような形で予算の増額するというようなことのないようお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから質問させていただきます。

今、井上議員のほうから質問ありましたように、工期していく上では、やはりその進捗状況等々によって変更等はやむを得ないものが出てくるであろうと、このように考えております。

しかしながら、こういった大きな2億円前後の金額を投資して改修をしていくというふうなことににつきましては、やはりそりなれに町の方々におきまして、こういったものにしていこうかというふうなことの中のプログラムチームというんですかね、どのようなものを仕上げよう、全体的なイメージで山の家を運営していこうというふうなことが町のほうでも考えておられると思います。それについていろいろな形で委託出していく、注文出していくというようなことをございますけれども、当初、私は、今、増設の工事が上がっていることについては、当初計画の中に、頭にあったのなかったのか、この点だけお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきます。

当初の契約を締結するときに、これは工期をいわゆる2年間、単年度で完成というのはできなかった。といいますのは、ご案内のとおり、この計画については国庫補助金をつけてやるべきだと。だから、補正がおりて国にお願ひし、国庫事業が確定してから契約をしたと。当然、この時点では契約するときには、単年度単費でやるんだったらもっと早くできましたけれども、しかし、議会は財源を確保してやるべきだと、こういうご意見をいただきました。議会の意見を真摯に受けとめさせていただきました、その手続をとりました。そうすればずれ込みました。ずれ込んだ分、いわゆる契約が延びてきたと。変更をお願いしたと、これはこういうことであります。

この山の家に関しては、これも議会とお諮りし、やらせていただいたのが、いわゆる指定管理者に委託をして運営していこうと。いわゆる直営というのとはなるべく避けて、やっぱり指定管理者の中で皆さんに利用してもらえるものをつくっていこうということで、今、岡田議員の質問にもありましたように、その指定管理者の中には専門家の中に入っていて、今、どうしたらこれからの観光に役立つのか、和東町にあってどうあるべきなのか、こういうことを検討していただいて、今回は契約をした後も、そうした検討委員会は積み重ねてまいりました。そして、その積み重ねてきた結果を真摯にその意見をまとめて今回やはり一遍に出したときには、将来のことを考えてやはり改正するが必要だと、こういう判断に立つわけでありまして。そうしたときには、この外構、先ほども説明がありました。お茶の来年度はターゲットイヤーを迎えます。そういったことにも合わせていかなきゃならない。景観的なものを入れていかなきゃならない。そして、合理化を図っていくためにも、大きい部屋で、いつも少ない人数を受け入れておったかて、こんなもんカーテン閉めて二つの団体とるほうが効率的やなかろうかと、もっともなご意見をいただいたところでありまして。そうした意見を真摯に受けとめながら、今回そのままでいきたかったですけれども、やっぱ

り皆さん方が利用するに当たってのいろいろなご意見をいただいたことを重く受けとめて、今回、議会に図らせていただいたと、こういうことであります。

見ていただいたとおりがわかりますように、根幹的なところについてはほとんど触っておりませんが、今、申し上げたところについて一つ、同じやるならこうしてぎりぎりまで検討していただきたいと。将来利用していただきやすい、和東町にも宿泊所がないわけでありましたが、そういった本当に和東町の象徴的な宿泊、和東山荘と、こういう名前のもとにふさわしい施設をつくりたいと、こういう観点から、今、こうして思い切って提案させていただいたと、こういうことありますので、どうかそういう観点からご審議いただいて、一つ承認をいただけたらありがたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

そのとおりだと思います。私もこの図面を見させていただいて、これで立派なものができるだろうと、このように思っております。

しかしながら、今は町長のご発言をいただきましたように、お茶のまちとしてのふさわしい施設、そして駐車場、宴会場、駐車場スペース等々の確保、これはやっぱりなくてはならないことでもあります。和東町にとっても最低限必要確保すべきことだと思っております。そういった意味で、これが後から出てきたことについて私はちょっと提言を苦言といいますか、何でだろうというふうなことで質問をさせていただいたわけでございます。

当初からこのような形の中で絵を描かれるべきであったんだろうと。これはやっぱりその当時のプロジェクトチームにつきましても検討課題であったんだろうと私は思うんですけどもね、なぜ、その当時、検討課題として上がってこなかったのかということが私はちょっと疑問をしているところでございますので、その点だけご理解をお

願いたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これもご案内のとおり、当初、単費でやろうと。単費といいますか、補助金なしにうちの起債関係でやろうということになっていました。そういった完璧なところというよりも、財源をなるべく節約してやろうということになっておりました。そういう計画のもとにでき上がった設計を国庫補助の対象にしたものですから、今、岡田議員が言われるように、完璧なものというのを上げておらなかったところがあります。

国庫補助がついた時点で、これはやっぱりもうちょっと改善できるものはこの機会に入れておくほうがいいんじゃないかと、こういうことがあったのかなというように思っております。申されているとおり、やっぱりいろいろと議論してやっていくべきだったと思うんですが、言われるように、当初はやっぱり起債だけでやろうという中で無理があって、どうしても何とか最小限でやりたいと、こういう気持ちが働いたところが今の結果になったんじゃないかなと、このように思っております。

だから、国庫補助を受けた後での内容を踏まえまして、そして、今回検討もしてきたと、こういうことをご理解いただいたらありがたいなど、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

どうも済みません、ありがとうございました。

私も、このように今、町長がおっしゃったようなことが確かなことだと思います。やはり利用者の方がいかに山の家というものを認知していただいて、また待っていただいて利用していただいた方が、今度、いろんな形でそれを国内外に発信していただ

いて、またリピーターになっていただいて活性化していくように期待するものでございます。

このような形でいろんなことをご苦勞いただきましたことに対しましては敬意を表しておきたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今、お二人の方からいいお話もありましたので、あれですけども、もう少し、先ほど答弁があったことも含めて確認だけしておきたいと思うんですけども、いわゆる今回の補正というか変更というのは、いろいろ言いましてもやはり1,000万円を超える変更になっております。ですから、もともといわゆるいろんな設計も全部含めまして2億円の規模の事業ということで、住民の皆さんの中には、いわゆる大変お金がかかり過ぎじゃないのかというようなご批判も根強くありますし、そういう意味では、こういった大きな変更というのは、今になって、要は7月からもうあげようかという、この時期にさらに1,000万円追加というのは、大変いろんな意味で批判も出てくると思いますので、そこはやはりちゃんと説明もしていただきたいと思うんですけども、3月議会があったときには何もそういう話はなかったですね、工期以外は。その辺もう一回確認なんですけどね、これだけの変更というものがいつごろ必要だなというふうに行政として確認をされて、先ほど町長は、そういうご意見をいただいたと言われましたけどね、どういう形でそういうご意見が上がっていたのか、その辺ちょっと確認だけさせてもらえますか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

確かに3月の議会でご提案させていただければよいのかと思うんですが、議会提案する時点という2月ごろでございます。現在、外構工事の最終段階になっておりまして、また今のご承認いただこうとしております変更につきましては、精算的な意味合いもございます。きっちりと金額のほうがおさまった時点でお示しさせていただくのが適当な時期かというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

その精算的な意味でと言われますけどね、精算的な意味にしては大変大きいですわね、変更が。だから、もともとやはりそういった変更をするという予定がなかったということだと思うんですね。だから、3月に間に合わなかったから示せなかったというよりも、3月の時点でもそういう話は全然なかったということだと思うんです。

きのう、担当の方にその辺のことをちょっとお話を聞いていたんですけども、もう一度確認したいのは、今回の工事によって何を目的にこの変更をされるのかというのは、先ほどいろいろな面で言われたけども、きのうの担当の方の話では、いわゆるこれをつくることによって、外からね、外国人の方も含めていろんな方が来られることが想定されるということもあるけども、やはり町内のいろんな老人会であるとか、いろんな方の使用といったものも以前から多いし、そういったことも含めてやはり対応したいということで話になりましたと。だから、当初は上まで車の大きいのが上げられなかったけども、それを可能にするという意味での工事ですというふうにきのうは言われたんですけども、そういったことというのは、もう一度確認したいんですけどね、今回の目的をやることで何が今までと違ってくるのかということをもう一回確認の意味で聞きたいなど。

きのうちちょっと担当の方の話を聞いて思ったのは、先ほどもありましたけど、何遍

も言いますけど、そんなことは当初からちゃんと考えられることじゃないのかというのは、やはりきのうの方にも言ったんですけど、今、急に思いついたようなことじゃなくて、当然そういったことはちゃんと見越した工事をしないとイケない中身じゃないのかということでは言いました。その辺、もう一回確認で課長から答弁いただきたいんですけども、今回の工事で今までと何がどう変わるのかと、何を目的にしているのかということと、そういったことは、本来、当初から頭にあるべき問題であって、今ごろになって出してくる問題じゃないのじゃないのかということでは、先ほどの話もありましたけど、そこはお認めになりますか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの東本課長から答弁させていただきましたように、この内容は皆さんの手元にNo.33の内訳書をごらんいただきたいと思いますが、この外構工事の関係が主にメインになっております。このときに、先ほど岡田議員に説明させていただきましたように、いろいろとご意見をいただいたり、また、どうしたらいいのかなど、こういうことを詰めてやってきたわけなんですけど、本来ならこの2月ごろ、3月議会があるわけですから、この3月ごろまで結論を出させていただいたら一番よかったんですけど、なかなかこういったところがまとまってこなかったことは事実です。先ほど言いましたように、指定管理者制度と、さらにご意見は上げていただいたと。以後にも出てきたというのが正直なところであります。それは今、岡本議員のご質問にありましたように、直接聞いていただいておりますのかと、こんな感じをいたしました。

こうしたところが工事の中で、2月ごろ、3月ごろにまとまればよかったんですけど、この辺のところ事務職のほうでは何か変わらなきゃならん。このままでいいのかということで、この辺の工事はおくれておりました。後回しになってきました。そして、最後まで残ってきた中で、今回、先ほど精算的と言いましたですけれども、精算を負

うていかなきゃならない時期に来ておりますので、こういったことも含めながら、ここは思い切ってここに内訳のあるこの工事をメインにして、先ほど最終の締めの記事をさせていただいたと。

ここでどう変わったかというのもここにも書いているとおりです。今までコンクリートで打ってしまっただけではいかなものかと。それよりも石の畳のような形をつくって、そして、お茶の京都ということにも合わせて、建仁寺につけていくとか。そして、マイクロバスをやっぱり上げていかなきゃならないと、こういうことからやらなきゃならんねということを最終的に全部がちゃがちゃと集めて判断し、今回お願いをしていると、こういうことでもありますので、どうか、その点をおくみ取りいただいて、ご承認いただきますことをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

8番、小西 啓議員。

○8番（小西 啓君）

今、聞いていたんですけれど、やはり担当の今の東本課長が答弁するのちょっと無理あるわ。かわいそう。担当やないねから、そのときの担当の課長、そこにいるやろ。自分がちゃんと話せなあかんがな。そうやろ。わかってへん人に答弁さすという自体がそもそも間違いやねんから、それはかわそう。ようやってるよ。おれはそういうように思う。

ただ、これを今、見ていて、こんなこと言わなくてもええねんけど、横にいる先輩と笑っていたんやけど、これは当初に出てるべきものであって、最初のコンサルが悪いのか何が悪いのか知らないけれど、今ごろこういうようなこと出てくる自体がおかしいねんから、町長も言い繕ってこういうようにして、こうやから、ああやからて言うてるけれど、やはりこんなものは最初から出てくるものであって、今ごろあと1カ月もたたんうちにオープンせんならんねから、そのときに出てくるのはちょっと無理のことだから、もう少し早くというより、考えた図面を描いたやつを業者に発注させ

てあげないと、今ごろこんなことしたら業者もかわいそう。業者も仕事には段取りかてあるねやから。その業者もやりやすいように段取りから乗せてあげないと、迫ってんねんから。日にち書いてあるでしょう、オープンの日には。だから、その辺のこともよく考えてのことでしてあげないと、急いだらええ仕事するねやから、そういうことですので、もう一度また考えてやられたほうがええと思います。

まず、それよりも予約受け付けしているんですから、それを間に合わすことをまず第一の目標としてやってください。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

今、変更の関係でいろいろご意見いただきましてありがとうございます。ただ、駐車場の関係なんですけども、担当のほうの説明不足もあったんですけども、当初は一部見ております。41ほど見ておりました、今回それを拡幅するということで一旦全部落とさせていただいて、新たに追加ということでこれを挙げさせていただいております。それが90平米になっておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

当初はポーチ、この辺をちょっと図面で見たいんですけれども、ポーチのところの前が当初階段で予定しておりました。その横にスロープをつけさせていただきまして、車椅子とか高齢者の方もそこを使っていただくということで考えておったんですけども、先ほど担当課長のほうからも言いましたように、以前からマイクロバスでバックで上がって、正面玄関で車からおろしていただいたという今までの経過がございます。ただ、マイクロバスがバックで上がるというのは大変危険ですので、前進で上がって、できたら工程会議のときに敷地内で回りたいといった現場の声がありまして、50センチ程の段がございますので、それを全体的に盛り土して、全体的に高齢者の方とか身体障害者の方とか、いろいろ体の不自由な方も、ずっと玄関にア

ブローチに入っていたいただけるような設計に最後見直しさせていただいたらどうかといったことで、これは週一回工程会議を開きますので、そういった中で、現場の声も取り入れながら、そこの技術者の声も取り入れながら最終決断させていただいたといったことでございます。

そういったことで、本来なら何で途中でそういったことがわかってなかったんかといった声もございましたんですけども、やはり今回の山の家の改修につきましては、新たに本当に真っさらで建てるんじゃなくて改修していきますので、やはり増改築ですので、一旦めくってみなければわからない、砕いてみなければわからないと。ほとんど躯体だけを残して今回やり直しましたので、基礎部分とか、そういった分も一遍見てみなければならぬと、そういった不安定な部分がたくさんございました。そういった中で、その都度、工程会議で協議しながら、最終、外構でそういった利便性も含めまして今回変更させていただいたということですので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9番、岡田 勇議員。

○9番（岡田 勇君）

たくさん意見を行政側もおっしゃっているんですけどね、要は我々は、何回も言いますが、そういうことがわかって、もっと早い時期に、設計段階でバックしたらあかんやろう、どうしたらええなんていうことは考えるべきだということを多分おっしゃっているんです。設計変更という意味が、今、副町長さんがおっしゃった、それはもうなるほど、そのとおりなんですけど、従来、設計変更というのは、私の感じていることは、例えば道路があつたら急に崩れてきた。それを変えないかん。そういうものが一つ。それから、例えば、道をつくっているときにルート変更というのか、住民の方が、ここは困ると。こっちにしてくれやということで意見を聞いたときに直

す、こういうのが従来、設計変更の形なんですけどね、これは予算がある程度、骨格の予算があって、物があり、新築じゃなくて条件的に非常に悪い形だと思うんです。だから、今回出たのは、より以上にレベルアップしたい。住民の声を聞いてレベルアップしたいということで多少設計をされたと。

ただし、なぜ3月のときにそれができなかったのか。聞くところによると、業者も工程が非常におくれている。困る。オープンしたい。こんな仕事要らんということを聞いておるんです、業者から。殺生やと。こんなん工期間に合わさないかん。要らん仕事やらなあかんと。決してええことないけど、受けた以上は頑張るってやるということをおっしゃってますので、これは決して業者側が要求したわけでもなし、そして無理やりにそちら側も要求したわけやなし、自然とこういう形が一番いいだろうということやられたと思います。ですから、今後、設計段階においてですね、これから事業がありますので、十分注意をして、そういう方法でやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第33号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第33号 和東山の家耐震並びに増改修・和東山の家研修所増改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

議会を閉会するに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思えます。

今回の臨時議会に提案させていただきました承認専決案件、また議案第33号ということで、全議案とも原案どおり、まずをもってご承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

特にこの議案第33号につきまして皆さん方から貴重なご意見等いただきました。そして、私どもも考えていることについても説明をさせていただく機会もいただきました。今後に当たっての大きな資産をいただきました。そういうことを受けとめながらこれからも行政に邁進してまいりたいと、このように思っているところであります。

どうか今後とも一層皆さん方のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、平成28年和束町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでございました。

午前10時45分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 6 月 20 日

和東町議会議長 畑 武 志

署名者

和東町議会議員 井 上 武津男

〃

和東町議会議員 岡 田 泰 正